平成25年 8月29日

川崎市議会議長 浅 野 文 直 様

中原区 (仮称)レーベン平間新築 工事に反対する会 ほか 85名

(仮称) レーベン平間新築工事の計画見直しを求める請願

## 請願の理由

1 本年 5 月10日、株式会社タカラレーベンは中原区上平間字北村314-2、316 番の旧旺電舎跡地に、5 階建てマンションの事業計画通知書をポストに投か んしました。周辺は閑静な住宅地にもかかわらず事前の説明は全くなく、青 天のへきれきな出来事に、驚くばかりでした。

この地域は先祖代々住まわれている方、50年から60年と住まわれている方、30年から40年と生活されている方がほとんどで、高齢化しています。マンションが建設されることで東側と西側の住民が分離され、隣接住民・周辺住民に及ぼす影響は多大なものになります。建物の高さに対する圧迫感、景観の異常、プライバシーの侵害、防犯・防火の懸念、日照時間の阻害、風雨の方向の異変等、住民の生活環境は大きく破壊されます。環境が悪くなることで老後をこの地で静かに暮そうと考えていた人たちの生活をただただ、辛抱のみを強いられる生活になってしまいます。

2 今回のマンション計画地は逆L字の地形で袋小路に位置し、周辺は一戸建 ての住宅が建築されており閑静な住宅街であります。当該地への工事車両等 の通行経路は市道上平間44号線のみです。

市道上平間44号線は道路幅が最小で3.1m (車線幅2.7m)と狭く歩道もな

く、簡易舗装であります。また、地域住民の生活道路であり、子供の遊び場であり、玉川小学校、中学校への通学路でもあります。工事が開始された場合には大型工事車両等の通行量の増加により、地域住民の通行安全が確保されなくなります。最近も市道上平間44号線でガス漏れが発生したばかりです。現状に増して大型工事車両の振動でガス漏れ、水道管破裂が多発する要因となり、家屋への影響が十分懸念されております。

3 県道太田神奈川線より入る市道上平間3号線、市道上平間4号線、市道上 平間5号線はともに道路幅が狭く、現在、川崎市のごみ収集車はもとより、 消防車や救急車も入れない状況です。現在の計画ですとマンションが壁とな り、東西が完全に分断され、計画地東側での消火活動、急患発生時の救急活 動に支障を来します。

したがってマンション南側に予定されている避難通路を市道上平間 4 号線までに延長することを求めます。北側境界線に沿って1.5m程度のグリーンベルトを設けることを求めます。これにより計画地東側の消火活動時は西側市道上平間44号線に消防車を待機させ、消火栓から消防ホースの延長等により消火活動をより迅速に行うことができることとなります。

計画地東側の急患発生時にも同様に、西側市道上平間44号線に救急車を待機させ、ストレッチャー等での搬送を迅速に行うことができ、人命の尊重に 貢献することができます。

また、境界が少し広がることで近隣住民が長年受ける生活環境の悪化(圧 迫感、閉塞感、採光不足等)を多少でも緩和し、新旧住民のプライバシーの 問題を多少でも緩和することができます。

4 5月10日郵便受けに投かんされた「事業計画通知書」を見て驚きました。 施行方法についての欄に作業時間が午前8時から午後7時となっており、さらに前後に準備、後片付け時間を設けるとのこと。川崎市建築行為及び開発 行為に関する総合調整条例第5条では「・・・立案する段階から近隣関係住 民の日常生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに・・・」とあります。事 業者側が提示した時間は地域住民への配慮を全く無視したものであり、事業 者の認識の低さに驚きました。

隣接住民・周辺住民は総合企画を担当する東建住開発に早急に説明会を開

催するよう再三申入れをしましたが、第1回目が開催されたのは要望書提出期限を過ぎて13日後の6月11日でした。6月26日、7月8日の説明会には事業者の株式会社タカラレーベンの出席はなく、出席者からは厳しい言葉が多く発せられる始末。全く誠意を感じ取れませんでした。また、今後も説明会の開催が予定されるでしょう。にもかかわらず説明報告書は既に提出されております。これは事業者側の説明不足が原因で、隣接住民・周辺住民の要望書、意見書提出の権利を奪うものです。

「事業計画ありき」「改めて回答」「検討する」「申し送り」の答弁に終始し、 隣接住民・周辺住民の計画の見直しを求める声など全く聞く耳持たずの姿勢 で、前向きに隣接住民・周辺住民と会話する意向は見られず、誠意は全く感 じられませんでした。

## 請願項目

- 1 建築基準法を満たすことばかりでなく、計画地周辺の住環境改善に寄与し、 圧迫感、景観の異常、プライバシーの侵害、防犯・防火の懸念、日照時間の 阻害、風雨の方向の異変等、地域住民の被害を極力軽減し、周辺の環境に見 合った「代替案」の提出、検討を含め計画の見直しをするよう指導してくだ さい。
- 2 計画地東側住宅の緊急時(火災・急患等)の対応のため、南側避難通路を 市道上平間4号線まで延長し、北側敷地境界線に沿って1.5m程度の通行可能 なスペースを設けるよう指導してください。
- 3 初めに計画ありきの姿勢を改め、事業者を説明会に出席させ、隣接住民・ 周辺住民と誠意をもって話合い、納得を得ながら進めるよう強く指導してく ださい。

## 紹介議員

原典之力本一一一一一一一上二上